

## その他の医療費の支給申請方法

### 1 治療用装具・治療用眼鏡等を購入した場合

加入している健康保険組合などに、治療用装具・小児弱視等の治療用眼鏡等の療養費の支給申請をして、保険負担分の支給を受けてから申請をしてください。市は、残りの一部負担金分を支給します。

#### 【申請に必要なもの】

- ・ こども医療費支給申請書
- ・ 治療用装具・治療用眼鏡等を購入した際の領収書の写し
- ・ 医師の診断書等の写し
- ・ 健康保険組合などからの療養費「支給決定通知書」

### 2 受診時に保険証がなく、10割の医療費を支払った領収書を持っている場合

加入している健康保険組合などに、療養費の支給申請をして、保険負担分の支給を受けてから申請をしてください。市は、残りの一部負担金分を支給します。

#### 【申請に必要なもの】

- ・ こども医療費支給申請書
- ・ 医療機関等に10割支払った領収書の写し
- ・ 健康保険組合などからの療養費「支給決定通知書」

※ 健康保険組合などに療養費の支給申請をする際に原本が必要になる場合がありますので、その場合には、事前に写しを取っておいてください。市への申請時には、写しの添付となります。